

平成28年度公害等調整委員会
政策評価懇談会

日時：平成29年3月29日（水）10:00～11:45
場所：公害等調整委員会委員会室

○飯島事務局長 おはようございます。ちょっと定刻に早いですが、磯野先生は若干遅れて来られるという御連絡をいただいておりますので、始めさせていただきたいと思っております。平成28年度公害等調整委員会政策評価懇談会、始めさせていただきます。

まず、開催に当たりまして、御出席いただいております有識者の皆様の御紹介をさせていただきます。

電通シニア・クリエイティブ・ディレクター、岸勇希様。

日本司法支援センター常務理事、田中晴雄様。

○田中構成員 よろしくお願いいたします。

○飯島事務局長 関西大学総合情報学部教授、名取良太様。

もうお一方、東京経済大学現代法学部教授の磯野弥生様ですが、後ほどお見えになると聞いております。

それから、あとお二方、構成員の皆様がいらっしゃいますが、上智大学法科大学院教授の北村喜宣様と茨城県公害審査会会長の横田由美子様は、所用のため、本日は御欠席と伺っております。

次に、公害等調整委員会の出席者を紹介させていただきます。

富越和厚委員長。

○富越委員長 富越でございます。よろしくお願いいたします。

○飯島事務局長 吉村英子委員。

○吉村委員 吉村です。よろしくお願ひします。

○飯島事務局長 山崎勉委員。

○山崎委員 山崎です。よろしくお願ひします。

○飯島事務局長 松田隆利委員でございます。

○松田委員 松田です。よろしくお願ひします。

○飯島事務局長 それから、事務局からは、私、事務局長の飯島でございます。

そのほか、相馬事務局次長。

○相馬事務局次長 相馬です。

○飯島事務局長 田口事務局研究官。

○田口研究官 田口です。

○飯島事務局長 大越課長補佐。

○大越課長補佐 大越でございます。

○飯島事務局長 以上で出席させていただいております。

それから、本日の司会は、私、飯島の方で務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

では、まず、富越委員長から一言御挨拶を申し上げます。

○富越委員長 富越でございます。

本日はお忙しい中お集りいただきまして、誠にありがとうございます。

当委員会では政策評価懇談会を毎年開催させていただいており、毎回、業務全般について非常に貴重な御意見をいただいております。本年度も有識者の皆様にお越しいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

開催に当たり、本年度の当委員会の動きについて、若干申し上げます。

本日時点で新規に受け付けた公害紛争事件は20件となっております。昨年度16件からは増加となっております。また、係属した事件数は52件、終結した事件は31件となっております。

本年度は、新規事件数は増加した一方で、長期にわたって係属していた事件の多くが終結しております。処理期間の長期化の要因を探り、改善を図っていくことが、業務目標を達成する上で重要なことであると考えております。

また、当委員会では近年、公害紛争処理の活用促進のための広報に力を入れており、法曹関係者に向けた講演や、政府広報を活用した取組を行っているところであります。今後とも更に広報に取り組み、制度の一層の周知に努めてまいります。

今回の意見交換は、これまでの3年間の取組や動向を総括するとともに、来るべき新たな3年間を通じて、より効果的かつ効率的に業務を遂行していく上での知見を得るための、いわば節目となるものであります。有識者の皆様には、次の3年間の基本計画や業務運営の全般にわたって御意見を賜りたく、是非忌憚のない御意見をお願い申し上げまして、私の御挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○飯島事務局長 それでは、早速ですが、当委員会の業務及び政策評価についての御説明と意見交換に入らせていただきたいと思ひます。

今、委員長からの御挨拶にもございましたが、現行の政策評価基本計画、これは平成26年度から28年度までの3年間が評価期間となっております、今年度が最終年度ということになっております。また、昨年度から、政府一体として政策評価の重点化に取り組んでいるところでございます。

まず、本懇談会の位置付けにつきまして、大越課長補佐より御説明させていただきます。

○大越課長補佐 それでは、資料に沿って御説明させていただきます。

今回、制度の概要について説明させていただく際には、資料1を使って御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。

政策評価でございますけれども、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づきまして政策評価を行っております。この政策評価法の中には、政策評価の主体として、行政機関が自分たちで評価をして、その結果を政策に反映させなければならないということが規定されておまして、公調委もこの行政機関の一つとして評価をするということになってございます。

政策評価の体系でございますけれども、大きく3つのことをするという事になっておす。

①でございますけれども、政府が政策評価に関する基本方針を策定・公表しなければいけないということになってございます。

次に、②でございますけれども、その方針に基づいて、中期的な基本計画と1年ごとの実施計画というものを策定・公表しなければいけないということになってございます。今回は、こちらの中期計画と実施計画を策定・公表するということになります。

続いて、③でございますけれども、各行政機関が②の基本計画、実施計画に基づいて評価を実施して、評価書を作成・公表ということになります。今回は、③については現時点の状況についてお知らせをいたしまして、夏にまた評価書の作成をいたします。後ほど詳しく御説明させていただきます。

この懇談会の位置付けでございますけれども、政策評価法と基本方針に基づきまして、公害等調整委員会の基本計画におきまして、政策評価の実施に当たっては学識経験者の知見の活用について規定されておまして、今回、これに基づいて、事前に皆様から御意見を賜りたいというものでございます。

次の裏面でございますけれども、政策評価の流れでございます。

左側の方が既にある基本計画でございます。これが、平成26年度から28年度の3年間で基本計画の期間ということになっております。こちらは参考2で付けさせていただいているものでございます。こちらは、3年間で、ちょうど今年の3月末で期間が終わることになるので、次の基本計画を策定するという必要がございます。そちらが資料5で、後ほど御説明をさせていただくというものでございます。基本計画の期間としては3年間ということで考えておりますので、平成29年度から平成31年度のものの策定を考えております。

また、実施計画につきましては、毎年度策定をするということになっております。現在あるのが平成28年度実施計画でございます。参考3に付けさせていただいております。

次年度分につきましては、平成29年度実施計画を今回策定したいと考えておまして、資料6で付けさせていただいております。

なお、政策評価の評価書につきましては、夏頃に、例年でいきますと、平成29年の8月頃に作成・公表をするということになっております。評価をして次の計画を作るというのが望ましいところではあります。年度が始まる前に基本計画ですとか実施計画を策定しなければいけないということになっておまして、若干タイムラグが生じているというような状況でございます。

夏に作成をいたします平成26年度から28年度の総括評価書、あとは、29年度の事前分析表につきましては、また3月末でデータ等がまとまったりですとか、決算等が整い次第、情報を整理いたしまして、また皆様に御相談させていただきたいというふうに考えております。

本日の懇談会でございますけれども、平成26年度から28年度の3年間の、現在の取組について御説明をさせていただいた後に、資料5と資料6の次期の基本計画、平成29年度の

実施計画、この2つを策定したいというものでございます。

以上でございます。

○飯島事務局長 何か、ここまでで御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

今御説明申し上げましたとおり、この3年間の状況の御説明と、それから来年度以降の政策評価の目標等について、御意見など伺ってまいりたいと思っております。中身が盛りだくさんでございますので、ちょっと便宜的に、この後、前半・後半と分けさせていただきまして、まず前半は、この3年間の業務状況の中で、公害紛争処理につきまして御説明をさせていただいた後に意見交換をさせていただければと思っております。後半は、残りのもう一つの柱でございます土地利用調整の状況について御説明をした上で、さらに合わせまして、来年度以降の目標についても御議論をいただきたいというふうに思っております。

では、まず、公害紛争処理の状況につきまして、大越から御説明をさせていただきます。

○大越課長補佐 では、引き続きまして、資料2を御覧ください。政策評価懇談会御説明資料ということでございまして、平成26年度から29年2月までの取組について整理したものでございます。

1ページ目でございますけれども、政策評価の体系といたしまして、実施計画の中で定めがされておりました、大きく、公害紛争処理の関係と土地利用調整の関係の2つに分かれるところでございます。

この公害紛争処理の関係が、施策として2点、分かれておりました、一つが迅速・適正な処理というものと、もう一つが広報の関係でございます。

また、土地利用調整の関係につきましては、後ほど御説明させていただきますけれども、3の鉱区禁止・不服裁定の事務、4の土地収用法に基づく意見照会の事務、この大きく4つの体系に分かれております。

公害の関係でございますけれども、まず、1つ目の迅速・適正な処理を図る指標といたしまして、(1)から(4)の指標がそれぞれ設けられているところでございます。

(1)が相談件数・受付件数・係属件数・終結件数でございます。

(2)といたしましては、事件調査の回数。

(3)といたしまして、裁定事件の平均処理期間。

(4)といたしましては、現地期日の回数というものでございます。

また、2の広報の部分でございますけれども、測定指標としては3つ設けております。

(1)は、1の(1)と同じでございますけれども、相談・受付・係属・終結した件数。

(2)でございますけれども、都道府県の受付・係属・終結の件数。

(3)として、都道府県から公調委に係属した件数を指標として設けております。

このそれぞれの項目について、現在の状況について、御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

次のページでございます。まず、公害紛争事件の受付・係属・終結の状況について、御

説明させていただきます。

先ほどの委員長からの挨拶の数値と若干違っておりますのは、2月末時点で集計をしております、その後、3月に入って事件、新規の事件が2件来たりですとか、終結の事件があったりということで、若干件数が異なっているものでございます。

平成28年度の受付件数といたしましては、27年度より増加をいたしまして、2月末時点では18件、現在では20件となっております。終結事件といたしましては、27年度と同じ28件となっております。特徴といたしましては、比較的小規模な、近隣紛争に近いような事件が多く係属する傾向にあるほか、今年度は騒音の事件が比較的多く係属する傾向にございまして、3月末で20件、新規の受付があると御説明させていただきましたけれども、そのうち14件、7割が騒音に関する事件となっております。

全体の傾向といたしますと、係属している事件数としては減少しているというような傾向にはなっております。こちら、長期にわたってなかなか解決が難しかった事件が今年度解決をしたこともあったりですとか、あとは、受付の件数が25年度などと比べると若干減っていたりというようなところではございますけれども、事件の処理といたしましては、適正に手続を行っているというふうに考えております。

この数字が多いのか、少ないのかというところについては、なかなか判断が難しいところかと思っておりますけれども、我々といたしましては、後ほど御説明させていただきますが、広報などを通じて、こうした紛争解決の手段があるということ、PRをしていきたいというふうに考えている次第でございます。

次のページでございます。続きまして、(2)でございますけれども、事件の調査の回数が指標の一つとなっております。

政策評価の指標といたしまして、一応の目安といたしまして、23年度から25年度の平均として70件というものがございます。それと比較いたしますと、回数といたしましては、平成28年度は12の事件で32回の現地調査というところで、件数としては少なくはなってございますが、必要な事件については専門委員を任命して、各種分析、測定などを行っておりますし、原因解明に必要な調査を行っております。

あとは、長期の事件の終結が多かったというふうに御説明させていただきましたけれども、昨年度以前に調査を行っている事件で、今年度は特に調査を行わなかった事件などがあつたほか、取下げ、調停成立があつた事件がございまして、調査の件数としては減っているというところでございます。

ただ、必要な事件調査については、今後も積極的・効率的に実施をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、(3)でございます。裁定事件の平均処理期間でございます。

こちら、目標といたしまして、専門的な調査を要しない事件については1年3か月、専門的な調査を要する事件については2年という目標を設定しております。

まず、専門的な調査を要しない事件につきましては、今年度、約11か月となっております。

して、目標を達成しております。その内訳が調査をしなかった事件6件中、1件だけが超過をして、ほかは目標を達成しているというような状況でございます。

こちら、1件超過をした理由といたしましては、建設工事の騒音・振動に関する事件だったのですけれども、主張の整理に時間を要して、なかなか、締切りの期限よりも後に資料が来たりですとか、職権の調停を試みたものの双方の合意には至らなかったのも、裁定書の準備等に時間を要したりしたというものでございます。

続きまして、調査をした事件、11件の期間がどれぐらいかかったかという点については、今年度は約3年となっております。

そちらについては、次の5ページ目で御説明をさせていただきます。

2年を超過した理由でございますけれども、専門的な調査をするというところでございますと、どのような調査をするのかというような検討ですとか、契約をして、公募の上で業者を選定するという手続、あとは、その当事者の意見の陳述の機会、専門委員がこの人で良いかどうかというようなことなどについて、一定の期間を設けて精査をするということになっております。

また、後ほど個別の事件について御説明させていただきますけれども、特定の時期にしか調査ができないようなものもありまして、今回、期間を要したというところがございます。

2年ということがございますので、730日が目安ですけれども、それより超過した事件が9件ほどあったというところがございます。

まず、一番期間が長かった鹿児島県の馬毛島の事件でございます。こちら、漁業被害の事件でございます。現地に行く移動手段に制約がありました。飛行機を乗り継いだりですとか、あと、台風が来たりなどすると調査ができない、船が出せないというようなことなどもありまして、なかなか調査をするのに時間がかかったところがございます。また、漁業被害ということで、経年的な調査をするというようなところもございまして、時間を要したというところがございます。

次の仙台市における土壌汚染・水質汚濁の事件でございますけれども、こちら、土壌汚染の事件ということで、ボーリングの調査を長期間にわたり行いまして、どのような地下水の流れで油の汚染が拡大していくのかということについて調査をいたしました。また、当事者から専門家の意見書が提出されておりまして、それについてどのように判断をするのかということについて検討が必要であったため、時間がかかったというところがございます。

次の大東市の事件と湖南市の事件でございますけれども、こちらは大気汚染の事件でございます。

まず、大東市の事件でございますけれども、こちら、参加、つまり途中で申請に加わりたいというふうに参加を申し立てた方がいらっしゃったので、事件数としては4件となっております。こちらの事件、工場から出る物質によってサッシが腐食するなどの被害があ

るんだというような事件でございまして、その物質の排出の有無ですとか、被害の経過を確認するために暴露調査を行い、それに長期間を要しまして、また、その結果について意見書をまとめるというような作業で、時間がかかったというところになっております。

その次の湖南省の事件でございましてけれども、こちら、当事者の主張の整理に非常に時間を要したところございまして、あとは、こちら、調査を2回ほど実施し、これで期間が非常に長くなってしまったところございまして。

その下の泉大津市の事件でございましてけれども、こちら、油の汚染の事故ですけれども、こちら、2つの油汚染の被害があって、それぞれの経年的な変化を確認する必要があるございまして。また、こちら、地下水の観測を行うことが必要になってございまして、そのために時間を要したところございまして。

最後の、一番下の鎌倉市における騒音の被害の事件でございましてけれども、こちら、ドッグスクールからの犬の鳴き声の騒音事件でございまして、双方の主張に時間を要したところございまして。特に、例えば申請人の録音した犬の鳴き声が相手方の犬の鳴き声なのか、それとも、近所で飼っている第三者の犬の鳴き声なのかについて、意見書を求めたりですとか、そうしたことがあって期間がかかったところございまして。

総括してみますと、目標の2年というところはなかなか達成できなかったところですが、非常に期間を要するような事件が今年度多く終結をしたというところで、期間としては長くなってしまったというところはございましてけれども、専門的な調査を行いまして、きちんとその原因を究明するという姿勢で、なるべく迅速な処理を心掛けるというところでやっておりますので、引き続き目標の期間としては2年というところで、今後も処理を進めていきたいというふうに考えております。

次に、(4)の現地期日でございまして。

こちら、現在の指標といたしましては、回数を記載してございまして、平成26年度は6回、27年度は5回だったのですが、今年度は5回の現地期日の開催となっております。

期日というものは、当事者が集まりまして場を開くというものでございましてけれども、これは基本的に東京の公害等調整委員会でやっておりますけれども、地方に出向きまして開催するということがあります。今年度は水俣の事件が多いですけれども、地方に出向いて、ホテルなどの会場で開催をしたところございまして。

なお、基準値ですけれども、現在は回数を基準値としているのですが、例えば1都3県以外の事件発生地を分母に取って、それに占める現地期日の回数というような、その割合にしてはどうかということも検討してはどうかというふうに考えております。

参考で記載をさせていただいておりますけれども、公害の事件のほかに、不服裁定の事件においても現地期日を1回開催しているところございまして。

続きまして、相談・広報の関係のところに移っていきたく思います。

相談件数でございましてけれども、こちら、非常に悩ましいというか、努力をどのようにしていったら良いのかというところについて、これまでも構成員の皆様から御意見を賜っ

てきたというところがございます。今年度の相談件数が333件となっております、昨年度よりやや件数としては減ってしまっておりますけれども、一昨年の件数よりは増えているところがございます。

経路を見ますと、市町村と都道府県から42%と6%でございます、約半分が地方公共団体から来ております。インターネットが約13%で、1割程度となっております。

公害等調整委員会といたしましては、広報に力を入れるべしというところで取組を行っております、事務局の中で3つの分野、地方連携の分野、一般の広報の分野、法曹向けの広報の3つの分野の体制を整備いたしまして、組織的・戦略的な広報を推進してきたというところがございます。

次の8ページ目に移ります。

まず、地方連携の部分でございますけれども、こちら、首都圏の市区ですとか全国の市を訪問いたしまして、公害紛争処理制度の広報を行ってきたところがございます、今年度は、首都圏は34の市区、全国は39の市に行っていました。

特に前回、構成員の方から御指摘があった、特に東北地方の事件数があまりないのではないかというような御指摘も踏まえまして、東北の方の市などに伺って周知をしたところがございます。公害等調整委員会の方には、ちょっと件数には表れてこなかったんですけども、都道府県の方の調停事件といたしまして、青森、宮城、福島では新しく申請があったというところがございます、成果としてはあったのかなというふうには思っております。

今後も市町村の広報を積極的に行って、地方自治体との連携、広報について取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、一般向けの広報でございます。昨年の政策評価懇談会の御意見ですとか、その後の内部検討を受けて、次のような取組を行っております。

まず、ホームページでございますけれども、トップページにバナーなどを設けまして、用途に応じて情報にアクセスをしやすくしたりですとか、Q&Aなどをそれぞれの用途向けに整理をしたりしました。具体的には、一般の方ですとか、地方公共団体の方、あとは法曹関係者向けのQ&Aを整理したりですとか、内容を分かりやすくしたりしております。

ホームページの関係でございますけれども、なかなか公害のイメージがつきづらいのではないかというような御指摘も踏まえまして、公害のイメージがつきやすいような事例を入れたりですとか、なるべくその事例を、昔の産業型の大きな事件などではなくて、最近の事例などに変えたりですとか、イラストを挿入するなどして、分かりやすくしたつもりでございます。

続きまして、右側でございますけれども、政府広報でもPRをしております、先週の土曜日に飯島が出演をした政府広報の番組で、公害紛争処理制度についてのPRをさせていただきました。

また、次のページでございますけれども、広報誌の「総務省」で、公害紛争処理制度に

ついて説明をさせていただいております。この広報誌の「総務省」は全国の地方公共団体にも配られておりまして、これを見て相談に来たというような事例もあったところです。

次のページでございますけれども、法曹向けの広報でございます。

法曹向けといたしまして、先ほど御説明させていただいたとおり、ホームページにバナーなどを設置して、法曹関係者が求める情報にアクセスをしやすくしております。

また、単位弁護士会や裁判所、法テラスなどに我々職員や委員長も出向きまして、法曹関係者向けに広報を行っております。今年度は、弁護士会には群馬、愛知、沖縄の3か所、裁判所は福岡、青森、福島の3か所、法テラスも5か所回らせていただいております。

そのほか、弁護士会や裁判所に対して、原因裁定の嘱託という制度がございますので、裁判所から公調委に対して嘱託することができるということについて周知を行っております。

また、司法修習生向けの研修プログラムとして、司法修習生を受け入れて、公害紛争処理制度に関する講演などを行ったりもしております。

次のページでございます。

広報の測定指標といたしまして、都道府県の公害審査会等の受付・係属・終結件数が記載をされております。こちら、平成23年度から25年度の平均が、受付が36件、係属が70件、終結が34件となっております。この平均よりも上回って推移をしております。都道府県や市町村などに対する広報の成果が出ているのではないかとこのように思っております。引き続き利用促進に努めていきたいと思っております。

なお、公害苦情件数といたしましては、やや減少傾向にある中で、都道府県の公害審査会等への件数が伸びているという状況になっております。

続きまして、都道府県の公害審査会等を経て公調委に係属した事件ということでございまして、こちら、都道府県で調停を行って、それが打切りになったりですとか、または、係属中で、その因果関係の究明が必要になったりということで、公調委に申請ができるということになっております。こちらにつきましては、昨年度から受け付けているものが1件ありましたが、新たに4件受け付けて、計5件となっております。

都道府県の公害審査会等とは連絡協議会というものを年に1回、全都道府県の会長を一堂に集めて会議を行っているほか、担当の職員についてもブロック会議の場などで広報をしております。そのほか、都道府県の公害審査会の研修などに職員が出向きまして講演等を行っております。こうした、都道府県でなかなか解決が難しかったり、因果関係の判断などの必要があるというような際に、公害等調整委員会にも申請ができることをアピールしているところでございます。

あと、昨年、懇談会で、地方創生の絡みで、都道府県公害審査会の体制などを盛り上げるような策ができないのかというような指摘がなされたところでございます。一方で、なかなか自治事務なので難しいのではないかとこのように思っておりますけれども、我々としては、それぞれのブロックの、その地域の状況に応じて意見交換などを

行って、単にブロック会議をする際にもいろいろ工夫をいたしまして、活発に意見交換ができたり、申請がしやすくなるようなものがないかということを検討しております。また、こちらの職員が出向いて、いろいろ講演などを行ったりして、その地方の公害審査会の事務局が少しでも動きやすくなるように、我々としても引き続き取組を進めたいというふうに考えております。

公害の関係は以上でございます。

○飯島事務局長 公害紛争処理の状況ということで、説明をさせていただきました。

今の説明をベースにいたしまして御意見等賜ればと存じます。御意見あるいは御質問、御要望、何でも結構でございますので、御自由に御発言をいただければと思います。

なお、受付と終結の差が、最近、終結の方が多いものですから、そうしますと、トータルとして係属件数が減少傾向になっております。処理する件数の方が多ということで、結果的にこうなっているという状況ですが、逆に言えば、それだけ処理が進んでいるというふうに御理解いただければと思います。

あと、最後の方で、テレビの広報というのが出てまいりましたが、これはBSで1回放送しましたが、今後1年ぐらい、政府広報のホームページでいつでも見られるというふうに聞いております。

○名取構成員 今御説明のあった受付・係属・終結の件数で、多分去年かおととしか、大分係属が増えて、もう委員会としても飽和状態になっているのではないかという、ちょっと心配をした時期があったので、それを考えると、良かったと思っています。減っているようには見えるんですけども、2年ぐらい前の、ちょっとどうしようというような状況から、やはり改善したというふうに私としては、この数値は見た方が良くないかと考えています。

○田中構成員

相談件数の資料の中に、私の所属している法テラスを經由した相談件数の記載もあります。この3年間で、一番多いときで10件、一番少ない年、今年度ですけれども、5件です。

今日、こちらに出席するに当たり、法テラスのコールセンターと、全国61か所の地方事務所・支部の紹介件数、公害等調整委員会に紹介した件数を調べてきました。公害等調整委員会に紹介した件数は、大体両方合わせて20件から22、3件で推移しています。そうすると、法テラスからご紹介したうちの大体3分の1ぐらいが実際に公害等調整委員会の公害相談ダイヤルに御連絡させていただいている計算になります。

私どもで御紹介している年間20件、20数件という件数が、少ないのか否かという点は、見方によっていろいろだと思いますが、多分もう少し伸びしろはあると思っています。

それは何かと言いますと、お問合せいただいたときに、コールセンターは大体10分ぐらいの対応で、地方事務所は長くて30分ぐらいの対応をしますが、その問合せを受けた担当者、あるいはコールセンターのオペレーターは、その場で関係機関を紹介しており、誰かに相談して紹介するという仕組みにはなっていません。1人限りの対応なので、その電話

を受けた人あるいは面談をした人が公害等調整委員会の理解を十分していないと、もう紹介するチャンスはないのです。

それなので、ほかのページに記載があるように、公害等調整委員会は弁護士会や法テラスの研修などに御尽力いただいておりますが、出向いていただくのも大変なので、公害等調整委員会はこういう活用ができますと記載した資料だけでも頂戴できると、コールセンターやオペレーター、地方事務所の職員、そういう人たちの理解が進むのかなと思います。そして、それがひいては相談件数の増加に寄与するのかなと思って、この資料を眺めておりました。

それから、どういう相談の分類が多いのかも、昨日確認をしてきました。これは年間で30万件の問合せに対応しているコールセンターだけの数字ですが、騒音と悪臭と振動、この3つを合わせて大体1,200件ぐらいの問合せがあります。相談の内容はまちまちですので、どういうものが典型的かというところまでの分析は出てきていませんが、3つ合わせて1,200ぐらいです。

それ以外の相談は大体1つの分類で5件前後という非常に少ない件数になっていますので、市民が連絡をしてくるというときには、専ら騒音、悪臭、振動に関心が高まっているのだと思います。しかし、この騒音、悪臭、振動の3つは、イメージですけれども、「公害」という感じがなかなかしにくいと思います。公害というと、どうしても大気汚染だとか水質汚濁ということで、ちょっと大きな話なので、自分たちの話が公害に該当するとはなかなか思わないように思います。そこで、例えば10ページの資料の、イラストで御紹介いただいているものの中身をもう少し工夫して、「公害等調整委員会はこんな問題に対応しています」という典型的な活用方法が分かるような資料などを御準備いただけると、もう少し周知が進むのではないかと思います。

○飯島事務局長 ありがとうございます。

○大越課長補佐 法テラスに訪問する際に、公害の関係でリーフレットを作っておりまして、それに基づいて、事務所の所長さんなどに御説明をさせていただいているところでございますけれども、今お話を聞いていると、むしろコールセンターの方というか、電話の対応をされるような方向けの資料があった方が良いということでしょうか。

○田中構成員 そうですね。コールセンターでは大体50人前後のオペレーターがシフトで、大体日に1,000件ぐらいの電話に対応しています。オペレーターはシフト制ですから、結構研修はいろいろやっていますが、こういう問題、こういう解決法があると頭にすっと入っていれば、短い電話の対応の中でも的確な御紹介が可能なのではないかと思っております。

○飯島事務局長 ありがとうございます。

○磯野構成員 大体、今までと傾向はそんなには変わらないのかなというように思っていました。

公害審査会を経て公調委に係属したものというものも出ているのですけれども、これに

ついて、どんな感じなのかということをもう少し詳しく伺いたいと思っていました。おそらく、公調委に来たということは、かなり原因解明が困難な事例だったり、あるいは、責任の認定が相当困難だったりしたものなのではないでしょうかという点を伺いたいと思っているのですが。

○大越課長補佐 まず、制度といたしまして、都道府県の方は公害紛争処理制度のうち調停事件ということで、話し合いを行っております。こちら、非公開の形で進めている事件でございます。話し合いでやっていきますので、なかなか因果関係のところで解明が難しかったりですとか、あと、なかなか合意のする点が見当たらなかつたりという場合には、調停が打ち切りということになってしまいます。

そうした場合に、ほかの手段として、中央である公害等調整委員会に責任裁定、つまり金銭の損害賠償の責任ですとか、その金額について判断を求める事案ですとか、原因裁定ということでは、因果関係について判断を求めたいというような事案があるというところがございます。それぞれの事件については、原因について、私の原因ではないというところで、調停が打ち切りなどになってしまったというところについて、それでは申請をした側として納得できないというところで、都道府県ではだめだったけれども、中央の公害等調整委員会にもう一度申請をして、因果関係や損害賠償責任について判断を求めたいということで上がってきているというところがございます。

○磯野構成員 こういう形で上がってくるときに、多分、それぞれの県でもそれなりの専門家が従事されていらっしゃるのではないかとこのように思うのですが、この辺りで、両者からそういう方たちに対する信頼関係がないということなのではないでしょうか。

私が間接的に関わったような事件では、やはりその審査会の委員の方が、あたかも裁判のように、両当事者から上がってきたものについてしか判断せず、それなりの少し込み入った事件のときにも、何らかの形での積極的な職権の関与というものが無いということで、紛争が和解という形になり得ないような印象があったりしたので、そういうことが絡んでいるのかどうかということもちょっと気になっておりました。そういう問題ではないでしょうか。

○大越課長補佐 都道府県審査会の委員の方々に何か御不満があるとか、そういった話というより、結論として合意が見いだせなかつたけれども、困っているという状況には変わりはないので、ほかに何か道がないかというところがございます。公調委に申請をする以外にも、例えば裁判に訴えるなど、ほかの手段もあろうかと思うんですけれども、都道府県でこうして打ち切りなどになってしまった際には、公調委という選択肢もありますよということは、都道府県の事務局の方から御説明をさせていただいて、都道府県に申請された方の、公害問題の解決の一助にしてもらいたいということでやっているところがございます。

○磯野構成員 都道府県公害審査会の足腰を強くするという課題があると思うので、それとの関係がどうなのかということがちょっと気になったということです。

○富越委員長 御質問の趣旨は、地方審査会の調査権能と調査機能が低い一方で、公調委の裁定事件の場合には職権調査が非常に強く認められているものですから、そこの関係でどうかということですね。

○磯野構成員 はい。

○富越委員長 確かに都道府県の審査会については、法律をみても、調停についての職権調査権能をどこまで認めているかという点について、非常に条文上弱いんですね。その意味で、調停における当事者主義というわけではないのですが、結局、いろんな資料収集なり、前提となる基礎的事実について、当事者の方で出してくれということに、どうしてもならざるを得ない。制度的に、そういう面は多分あるだろうと思います。

○磯野構成員 条例で強化はできますよね。

○富越委員長 調査権能を、公害紛争処理法でということでしょうか。

○磯野構成員 本気になってやろうとすれば、可能ではありそうな気がするのですけれども。

公調委でたくさん審査をすることが良いということであればこれでも良いのですけれども、結構それも大変だったりしたときに、やっぱりもう一度考えてみるべきところでどうしたら良いかと思いました。ただし、県は条例でできるといっても予算が、と言い、つまり、あまり積極的ではないということが、前にも見られたようだったので、もしそうであるとすれば、受け付けて、だめだったらすぐ公調委に上げてしまうとか。

でも、いろんな問題がありそうな気がしていて、紛争をいたずらに長引かせても仕方がないので、そのあたりのところをちょっと、どううまく調整していくかということが気になったということでございます。

どうもありがとうございました。

○岸構成員 広報の専門家なので、広報に限定してお話しします。

1つの前提と、ちょっと3つお話をしたいんですけれども、前提は、僕も数年前からここに来させていただいているので、ずっとお話をさせていただいていますが、ホームページのウェイトというか、デジタルを使って人が調べるという要素は、多少の上下はありながらも、多分今後どんどん増えて、減ることは多分、マイクロなダウントレンドくらいで、大きくは伸びていくと思います。なので、どんどん、人が分からないことがあったらインターネットで調べるといことは今後も加速していくと思うとすると、ホームページの取組というのは非常に大事というか、数年前から、僭越ながら、御指摘させていただいて。要は、人を招いても、そのホームページが良くなければ去ってってしまうので、来たときにちゃんとしたものを見せる整備をするべきだと思いますという話は数年前からお話しさせていただいて、着実に見やすくなっているし、着実に良くなっているというふうに思っています。

ただ、個人的には、もうちょっと見やすくなるのではないかなと。つまり、何が言いたいかというと、ここにあるリーフレットと違ってとても分かりやすいわけですね。このく

らの分かりやすさのものと、ホームページと比べると、どうしてもホームページはある程度きちんとしたことを書かなければいけないので、ここまでカジュアルに書けないということがあるのかもしれないんですが、こういう分かりやすいリーフレットのようなものもダウンロードできるようにすると、もちろん今PDFになっているんですけども、もう少し入りが易しいのではないかと思います。いろんな方が来られるので、レベル差があると思うので、専門的な方から、本当に一般的な方までいると思うので、難しいとは思いますが、せっかく分岐して、専門の人はここを見てくださいというような話で、今4つボタンを作って分岐されているので、イージー向けというか、簡単な方には早い段階でこういうパンフレットに近いような易しいものが提供できていくと、もっと良いのではないかなというふうに思います。

あと、僕もこれ、昨年か一昨年にお話をしたんですが、ぜひこれは取り組んでいただけると良いと思うのは、どのくらいウェブページに人が来ているか、ダイヤルへの相談件数から調べるのではなくて、ウェブページのアクセス数というのを、毎年この会議に出る度に知りたいなと思っています。そこが分かると、どういうふうにここの活動が評価されているとか、人を集めているのかというのが見えると思うので、できれば指標の中にそういうのがあると、必ずしも多ければ良いとか、少なければ悪いということではないんですが、非常に重要な一つのインデックスというか、指標になると思うので、それは入れていかれると、特にこの先の時代、どんどんホームページで人が、ある種の問合せの電話をする手前ですね。ウェブにアクセスしたこと自体でも能動関与なので、能動関与の数字を持たれるというのは非常に判断材料としては良い指標かなと思うので、これは検討いただけると良いというふうに思います。

その前提で、これも難しいなと思いつつも、ずっと申し上げていることではあるんですが、これだけある一定のホームページの整備が整ったと。ちょっと言葉は悪いですが、数年前、本当に、よほどの知識がない人にはもう単語さえ分からなかったところから比べると、本当に大きな前進というか、改善がされているというふうに思うので、このくらいのレベルまで上がってきたのであれば、今後のやり方としては、積極的にページに人を招くという方法があると思うんですね。

先ほども申し上げたとおり、今の人たち、プロの方とか法律家の方は別として、まず最初、知らないことがあったら何で調べるかということ、検索するわけですね。グーグルとかヤフーで、「騒音」とか「振動」とか、その単語を打つわけです。

この単語に付随した、実は広告というのがあります。前も話しましたがけれども、「騒音」と検索したときに、検索結果の一番上に広告スペースが出るんです。これ、実はクリックしない限りお金かからないんですね。例えば「騒音」だったら、公害等調整委員会って書いてあって、カチッとクリックすると初めて、1クリック当たり、多分今は「騒音」でいうと50円くらいかかるというやり方ですね。

もっと言うと、予算の中で、例えば、1万円しかなければ、表示は何回でもされるんで

すが、1クリック50円だとすると、200クリックまでずっと出続けるので、そうすると、「騒音」というキーワードとか「悪臭」という言葉とか「振動」という言葉を検索すると、必ず公害等調整委員会の呼び込み口が一番上に来るっていうやり方はできると思っています。

なかなかこれ、実はほかでもやらせていただいているんですが、政府系のサイトでそれをやるのが難しいことは百も承知なんですけど、やっぱりこういうふうな専門的な知識を求めているものには非常に有効です。なぜかという、例えば、今これはシミュレーションなので正確な数字ではないですが、今調べていると、「騒音」と月当たり検索している人って1万人弱ぐらいいるんですね。「振動」も1万人弱ですね。「悪臭」が少ないですね。1,500人ぐらいという数字が出ています。なので、逆に言うと、その人たち全員に、一番上に公害等調整委員会というものの引き込み口が見えるというのは、要は、ただインターネットをしている人に公害等調整委員会って言っても興味ないですけども、「騒音」と引いている人にとってはかなりもう興味の近いところなので、いわゆる効率的に人を招くことという意味においては有効ということなんです。

数年前、僕が申し上げたのは、行った先の情報が整っていないと、「何だよ、行かないやよかった」となるだけなんですけど、今、これだけちゃんと整備がされてきているのであれば、そろそろそういうふうな積極的に数を取りに行くというやり方も、僕はなくはないんじゃないかと。それは、恒常的にそれをして予算を使いましょうということではなくて、例えば実験的に少しやってみて、どのくらい公調委に興味を持ってくださる方が増えるのかとか、どのくらいの可能性があるのかという評価はしても良いのではないかなというふうに思いました。

何度も言うとおりに、お店に来てくださいと言って、お店に行ったらぼろぼろだったらもう二度と来ませんけれども、ある程度ちゃんとしたお店が整っているのであれば、今度、招くのに力を割いても良いというふうな意味で言うと、少し積極的に招くということを検討しても良いのではないかなというふうに思っています。

なので、引き続き招き先であるホームページの、分かりやすさということをより追求していただきたいということと同時に、そこが整えば整うほど、今度は声を大にして人を呼ぶというアプローチが可能なのではないかと。いずれにせよ、どんどん検索から人が入ってくるということが、これから時代的に止められないので、早期にそういう対応ができていると……。

難しいのは、人を増やし過ぎたら良いのかという問題もあるので、一概にこの問題は、簡単、シンプルではないとは思いますが、純粋に人にたくさん来てもらうということだけを正義と捉えるのであれば、以上のようなやり方はあるんじゃないかなというふうに思いました。

○飯島事務局長 ありがとうございます。

○岸構成員 ちなみに、現状、このリーフレットというのは、どこで配られているものなんでしょう。

○大越課長補佐 全国の市町村ですとか都道府県ですとか、あとは、弁護士会ですとか、法テラスさんにも置かせていただいておりますし、困った人が相談に行きそうだなと思うようなところですよ。

○岸構成員 とすれば、僕からすると、公害等調整委員会のトップページを通さずに、検索してこのリーフレットが出てくるぐらいの速度感でも、ユーザーからすると分かりやすい。順序として、公調委から入って行って、このパンフレットにたどり着くという道のりは結構遠いわけですよ。相手が誰かというのが常に議論なので、専門家がこんなの見ても、煩わしいと言われてしまうので、ルートというのはありますけれども、恐らく、使う人の大部分は普通の人だというふうに思うと、このぐらいの簡易的というか分かりやすさのものが早い段階で目に触れるところにあると、とても理解しやすいと思います。僕なんかは滞空時間と言いますが、どのぐらいウェブサイトにいってくれるかという時間が大事で、要は、アクセスしたけどすぐ閉じると言われてしまったら意味がないので。どのぐらい公調委のサイトにいってくれるのか、このリーフレットにいってくれるのかといった時間というのはとても大事な指標として持つんですけれども、このぐらい易しいものだったら、ちょっと読んでみようとか、興味を持つというふうにはなるかなと思います。

どうしても今のページだと、言葉自体が難しいので、人によっては、拒否反応を起こす人が出てくると思うので、そういう人を取りこぼさないという意味においては、せっかくこれだけすてきなリーフレットとか、分かりやすいコミュニケーションをこの数年間でできてきているのであれば、こういったものもデジタル中で活用していくと良いのではないかと思います。

○名取構成員 私もその点は、また専門家ではないですが、いろいろな自治体のウェブサイトを見てみると、この委員会の紹介というのは、アクセスする人にとって一番不要な情報が最初に表示される典型的なパターンなんですね。私は選挙が専門なんでその例でいうと、普通まず知りたいのは結果データなんですけれども、選挙管理委員会の仕事はこうですとかが最初に出てきて、必要なデータを探すのに時間がかかってしまって。本当にここにある「騒音や悪臭で困ったときは」というのが最初に出てくるぐらいだったら……。

○岸構成員 早いですよ。

○名取構成員 専門の人はちゃんと深い階層までクリックしますから、詳しく知りたい人はこちらという案内の方法は、発想としてはあり得るかなと思います。

○岸構成員 笑い話として聞いていただきたいんですけども、企業などを見ると、経営者の人が一番見せたいのって沿革なんですね。ユーザーが一番見たがらない情報を経営者は見せたがる。これはよくあることで、なので、我々もよくクライアントに対して、気持ちは分かりますけれども、これは後ろに下げましょうという話をよくするんです。どうしても、どちらが正しいではなくて、それぞれ目的があるので、あまりそういう情報が表に来ると、調べる側からすると、多少うんざりするかもしれない。

このリーフレット自体、作られたの、すごく大きなことで、要はツールがあるというか、

分かりやすくなるわけで。

○飯島事務局長 今日、土地関係の新しいリーフレットをお配りしましたが、数年前から公害のリーフレットは作っておりましたので、こうしたものをウェブページですぐに見られるような工夫というのはあり得るかと思えますね。

○岸構成員 そうですね。今の状態ではもったいないと思います。リーフレットの階層までいかないといけないので。

○飯島事務局長 わざわざクリックしてもらわないと出てこないんですね。

○岸構成員 一般論ですけれども、ワンクリック階層が深くなればなるほど40%ずつ脱落していくと言われているので、もう2階層ってことは6割の人が見なくなるんですよ。なので、せっかくどんなに良いものがあったとしても、階層が深くなればなるほど人がいなくなってしまうので、前に出した方が良くもしいかなですね。

このリーフレットはすごく分かりやすかった。先ほど名取先生がおっしゃったように、「騒音や悪臭などで困ったときは」と言われると、ああ、そうそう、今それで調べているのってという人の気持ちには入ってくるので。すごく良くできているので、こういうのが表に出てくると良いなと思いました。

○飯島事務局長 ほかにございますでしょうか。

○磯野構成員 もう一つ。このところは認知が深まっているというのはありますけれども、大体どのぐらいの件数が公調委に上がってくれば、まあ良かったというふうに考えられるということなんでしょうか。

○飯島事務局長 難しいですね。

○磯野構成員 何も上がってこないのもまた一つ、一番うまい解決方法であるということでは確かではあるんですけれども、本来なら出てくるのに、埋もれているというものがどのぐらいだというふうに考えられているんでしょうかということです。裁判にもならない、市町村での苦情の申立てでうまくいかないで、泣き寝入りをしてしまっているというものは、結構たくさんあるというふうに考えられているのか、広報することで、公調委に申請が上がってきて、ある程度十分な数が表れていると考えているのか。

○吉村委員 件数とはあまり関係なく、内容の問題なのではないかと思えます。

ここ1年は非常に騒音の申請が多いんです。私、5年前に公調委に来たんですけれども、その頃は大気汚染、例えば、廃棄物処理場の焼却後に飛んだ有害物質等で健康被害や洗濯物が汚れたとか、臭いがひどいといった申請がありましたけれども、それが今はほとんどなくなっているんですね。ほとんど騒音になってきています。

では本当にそのような大気汚染はなくなったのかなということで、実態はどんなだろうなと思っております。

ですから、むしろ件数というより、私は、内容も非常に変わってきて、近隣紛争みたいな騒音の申請がちょっと多くなっているの、やっついて、本当に現場で困っていることはそういうことなのかなという、ちょっと危惧というか、実態が反映されているかどうか

ということで懸念がちょっと最近出てきているという感じですが、件数としては、そんなに多過ぎるということはないですが、ただ、内容が変わってきていますね。

○磯野構成員 そうですね。自動車の大気汚染もかなり、一応環境基準を満たしているところがあって、産業構造が変わってきているという点からすれば、一応は落ち着いていて、ダイオキシンはダイオキシンで別に、きっと皆さん議論されているというふうに思います。ですので、そういうことで少しずつ変わってきているのかということと、あと、見えなくなっている被害、化学物質みたいなものとか長期のものとか、今はそういうものによって変わってきているということが、問題を見えなくしているのかなって。公調委に上がってくるものは目に見えてすぐ分かる、被害が分かるものしか出てこないの、結局、騒音、今になると騒音とか、先ほど言われたように悪臭とか、そういうものが中心になるのかなというふうに思うんです。

恐らく隠れたものとしては、案外、土壌汚染が上がってきていない。直接人体に被害が及んでこないから、まあ何とかというところで。

それからあと、騒音の中で、低周波音が今話題になってますね。何とかあったんでしょうか。

○吉村委員 最近非常に多いです。

先ほど、市町村、県の公害審査会のお話出ましたけれども、ああいう県の公害審査会の、いわゆる職権調査みたいに、測定云々の情報で、最近話題になっているんですけども、どうもそういうところでは日中しか測定してくれない、だから公調委に来るという例が何件かありました。低周波音を出している機器というのは、条件を整えれば、夜中であろうと昼であろうと、測定できる音は同じなんです。その辺の説明がないので、いや、県の公害審査会に行くと夜はだめだって言われたからこっちに来たとか、そういう例がありますので、もうちょっと説明してあげれば、十分審査会で処理できるものもこっちに回ってきているというのも重なってか、最近是非常に低周波音の案件が多いんですよ。多分、ちょっと説明が足りないんだと思うんです、県の方のね。

○磯野構成員 解決が難しい？

○吉村委員 そういうものもあります。

○磯野構成員 今後ますます増えそうですか？

○吉村委員 雰囲気としてはそんな感じです。

○磯野構成員 恐らくそれほどこれから再燃しないと思いますけれども、風力発電の問題もありましたね。

○飯島事務局長 どうもありがとうございました。では、今まで前半の説明と意見交換をさせていただきましたが、お時間の関係があるので、後半の説明に入らせていただきまして、その上でまた、公害、前半のテーマも含めて、御意見を賜りたいと思います。

では、土地利用の調整についての状況と、それから今後の計画につきまして、御説明をさせていただきます。

○大越課長補佐 では、資料2の14ページから御説明をさせていただきます。

今度は、公害ではなくて、土地利用関係の業務についての測定指標の関係でございます。

まず、3といたしまして、(1)は鉱区禁止地域の指定の請求の件数と不服裁定事件の申請の件数となっております。

まず、鉱区禁止ですけれども、平成22年以降、申請がないということでございまして、申請があれば適正に対処していくということにしたいと考えております。

次に、不服の裁定事件の受付・係属・終結の件数なんですけれども、現在、平成23年度から25年度の実績を基準値といたしまして、1件としているんですけれども、平成28年度は受付が5件、係属6件、終結がそのうち、2月末時点ですと1件となっております。

こちらですけれども、これまでなかなか件数が少なかったというところで、なかなか広報としても説明するような媒体を作っていなかったんですけれども、今お手元にあるリーフレットを作成いたしまして、法曹関係の機関ですとか、各行政評価事務所の行政相談をするような窓口ですとか、そうしたところに配布をいたしまして、こういう土地の利用の調整をめぐって何かなじむような事件があれば、こうした窓口があるんだということについて周知を図っていききたいというふうに考えております。

続きまして、15ページ目でございますけれども、土地収用法に基づく意見照会の事案の件数でございます。こちら、基準値といたしましては、平成23年度から25年度の実績値の平均をとっております。受付14件、係属が23件、終結が15件となっております、これが平成28年度ですと、受付25件、係属39件、終結12件となっております。

こちら、国土交通省から意見照会が来るというところで、自動的に対応するような業務にはなっております。このうち、現在係属しているのが39件となっておりますけれども、このうち31件が長崎県の石木ダムの関係の事案でございまして、後ろに事件の一覧表なども付けておりますけれども、多数係属しているところでございます。

この業務については、今後も受け付け次第、適正に手続を実施していくということで進めていきたいというふうに考えております。

土地の関係の説明は以上でございます。

その後の資料についても御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料3でございますが、平成28年度実施施策に係る政策評価書でございます。

資料2で説明をさせていただいた、それぞれの指標につきまして、2月末時点のデータで、埋めております。こちら、3月末になったら件数などが確定いたしまして、その後、達成状況の欄ですとか、評価結果の欄に記載を加えた上で、夏頃に作成して公表するというような手続をとりたいと考えております。こちらについては、夏頃にまた御相談をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料4でございます。平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表でございまして、こちら2月末時点の状況について、数値などを埋めております。

平成29年度から31年度の3年度分につきましては、モニタリングというようなことで重

点化の評価を行っていきたいと思っております。具体的には、29年度と30年度につきましては、それぞれの実績を記載するということにとどめまして、31年度に3年分を総括して評価をするという、これまでの取組と同じような形で、3年をまとめて一気に評価するというようなことでやっていきたいというふうに考えております。

こちら、それぞれの公害の状況、広報の状況の部分、土地の利用調整の部分、意見照会に関する部分という、4ページになっているところでございます。

続きまして、今回決定をしたいというふうに考えておるのが資料5と資料6の部分でございしますが、まず、資料5の部分でございします。

政策評価の基本計画でございまして、こちら、3年間の基本計画にどのような政策評価を行うかというところでございします。こちら、既に定めております平成26年度から平成28年度の3か年のものと、内容は大きく変わりはありません。計画期間の部分の数字のところ、第1の計画期間と書かれているところでございしますけれども、今回、平成29年度から31年度の3か年とするということで、年の数字を変えているところでございします。その余の記載の事項につきましては、政策評価法ですとか基本方針などで記載がされている点について、記載をさせていただいているというところでございします。

続きまして、資料6でございします。平成29年度の公害等調整委員会事後評価実施計画でございまして、こちら、毎年度策定をするところでございしますけれども、次年度の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の実施計画を定めるものでございします。基本的に、基本計画と同じでございしますけれども、年数だけを変えております。別紙で付いております対象の施策につきましては、これまでと同じような形で目標ですとか測定指標を設けまして、業務を実施していきたいというふうに考えているというものでございします。以上でございします。

○飯島事務局長 説明は以上でございします。

それでは、御質問も含めて、御意見、御希望等、また、何でも結構でございしますので、御自由に御発言をいただければと思います。どうかよろしく願いいたします。

○名取構成員 よろしいですか。政策評価の表とか実施計画については、もう特に大きな変化はないと思うので、今の御説明とは直接的には関わらないですが。

新しい年度になって3か年の計画を考えるに当たって、何か新しいこととかあるのかな、できるのかなと、ずっと考えていたんですが、一つは、どうやって問題を解決するかという側面とともに、ここは裁判所、司法機関ではないので、そうした問題をいかに未然に防ぐかということにも少し視点を持って長期的には良いのかなということは、この1週間ぐらいずっと考えていたところなんです。それがむしろ、司法機関、司法組織ではなくて、行政機関として問題・紛争を解決する役割を持つというところを生かす一つのポイントになるかなと。

先ほどお話の中でありましたが、低周波音がそんな問題になっているなんて私は特に知らなかったんですね。

何かそういったいろんな情報とか、今の実際の紛争、公害紛争というのは騒音の方に寄っていると、そういったことというのを、何らかの形で、国民にうまく周知をして、問題・紛争を未然に防げるようにするのも、この公害等調整委員会の役割の一つにちょっと置くような変化が、短期的ではなくて、中長期的に考えられるのではないかなということ、私は考えていました。もう一つは、先ほど、もう公害っぽくないというように田中先生がおっしゃっていたことに関連して、これはもっと荒唐無稽なんですが、これまた中長期的に、やっぱりこの公害等調整委員会という名称を、「公害・〇〇」とか、あるいはまた、もう全然違うような形にするとか、そういったことも時代の変化とともに必要ではないかと考えています。やはり公害のイメージというのは依然として大気汚染、それから土壌汚染とか、そういったところございます。いろいろ法制上の問題あるかもしれませんが、そういったことも中長期的に考え始めるというのも次の3年間で、せっかくだから、少し検討するといいいのかなということ、ちょっと考えておりました。

○飯島事務局長 ありがとうございます。

○大越課長補佐 先ほどあった低周波音の件でございますけれども、こちら、消費者安全調査委員会から関係省庁、環境省ですとか経済産業省ですとか消費者庁、あと公調委も含まれますが、これらの省庁に対して意見が出されているところでございます。

公調委につきましては、都道府県と連携をいたしまして、いろいろ解決に至った事例などを集めて都道府県の担当者に配布をして、こうやったときにうまくいった例がありますというようなところで、事前に解決をするための材料の一つとして、アドバイスをしているという状況にあります。

○名取構成員 そういうのが政策評価の中にうまく組み込めると良いんですが、やっぱりなかなか難しいんですね。

○大越課長補佐 そうですね、なかなか。

○名取構成員 それこそまさに具体的な施策の一つではあるんですけどね。

○大越課長補佐 はい。

○名取構成員 ちょっと、じゃあ、どうやって評価に組み込むかみたいなことも少しは考えてみたいとは思っています。

○岸構成員 少しとりとめのない話になってしまうんですが、評価ということにおいて、実はすごく、ここ2年ぐらい、難しいなと思うことがあって、特に意見というよりは、多分本当にディスカッションだけだと思うんですけども。

先ほど、磯野先生から、本当に解決しているのか、リアルはどうなっているのかって話があったと思うんですが、実は、数字だけでいうと、近隣紛争の数ってすごく増えているんですね。公害に関係なく、いろんな意味において。

ところが、この要因分析をしていくと、実は、1つ恐ろしいのは、我々生きている人間の寛容性がなくなっているという全然違う問題が。いわゆる音が出ているとか、臭いがあるとかではなく、我々が人として我慢ができなくなっているという時代に、これは分

析していくと完全に出てくるんです。生活者の心理分析とかすると出てくるんですが、こういうもので上がってくるものを、どういうふうに把握していくか。

もちろん、公害か公害でないかという、公害じゃないと思うんですが、今までだったら気にならないような、低周波音ではなく、いらつく音であるというものとかっていう問題数がやっぱりこれだけ出てきているので、近隣紛争の数がこれだけ増えてきている。その指標の取り方とかというのは永遠のテーマとも言えると思うんですが、本当は何か意思を持ってこういうふうに考えているというふうな定義というか、考え方を多分言語化していかないと、すごくこの問題って今後、数字だけ出てきてしまうことになると思います。

要は、その数字の根拠は何かというと、別に全く実は問題ないんだけど、ただ、我々が人類として幼くなっているという問題というか、明確に分かる公害ではないレベルの公害に突入してきたときに、なかなか、この数字にすれば、相談件数だけで見るのがふさわしいのか、問合せの数が重要なのかとかっていう問題は、遅かれ早かれ出てくるのではないかなというか。今年、来年ということではないですけども、結構この辺の、どういうふうにそれを判断していくのかとか、定義していくのかっていう問題というのは、うっすらとですが、出てきそうな気がするなど。この1年ということだけではなくて、3年とか5年というスパンで考えていくと、人の受け止め方が感じさせる公害、それは物理的には公害ではないが心理的には公害であるというレベルの公害というものを、どういうふうに公調委が規定していくのかってというような問題は恐らく起きてくるんだろうなど。

我々の仕事でいうと、いろんなクライアント企業様が持たれている一番恐ろしいのって、世の中からのそういうクレームなんですね。そのクレームは増える一方。でも、そのクレームは、もちろんクレームをしている方が悪いとは思わないですが、何が苦痛かという定義から難しいわけですけども、ちょっと度が過ぎているんじゃないのというものまで含めて、いろいろあると。ただ、件数だけでいうと、クレームは増えている。これはクレームと呼ぶべきなのだろうかというような問題って、やっぱり民間でも起きてきている問題だとすると、特に騒音、振動とかっていうところの、ある一定のレベルを超えた世界というのは、こういった数字に引きずられるというか、非常に人間自体の成熟度というか、知性にも引きずられる部分があると思うので、何かしらこういう規定というのは多分していかないと、政策評価の数字自体が非常に不安定なものになっていってしまうんじゃないかなという。

今後起きそうなこと、実際現場で起きてきていることだと思うので、どういうふうにそれを加味していくのかというのは、答えがなくて申し訳ないですが、とてもリアリティーのあるところだと、感じたところですよ。

○吉村委員 例え、もう申請書の段階から感情的な何かがあるようなものがある。それでも、誤解を解いて感情面の折り合いをつけるようにすることで、うまく調停にできることも。

○岸構成員 ああ、できたんですね。

○吉村委員 もう既にそういう例は何件か出ていますので。

○岸構成員 増えそうな気はしますけどね、本当に。

○富越委員長 おっしゃるとおりで、騒音問題、低周波音問題、いろいろあるのですけれども、根底は感情問題というものも少なくない。

○岸構成員 感情なんですよ。

○富越委員長 紛争の背景として、当事者の仲が悪いというのが大きな要素だったりするんですね。

あと、一つ考えているのは、救済すべき紛争というような議論をしたときに、認容になるものだけをいうのかということ、必ずしもそうじゃない。

○岸構成員 なるほど。

○富越委員長 ここに来ていてる裁定事件を見ると、棄却率が高いです。裁判でも認容率と棄却率を比べると、棄却は結構あります。そうすると、棄却になった事件は救済する必要はなかったのかということ、そうではないのでしょうか。棄却でも法的な筋道を示すことで当事者の紛争解決に資することはあるだろうと思うのです。

○岸構成員 なるほど。

○富越委員長 社会的にはやっぱり紛争なんですよ。紛争を解決するというのが一つの救済なのだと思うんですけどね。

例えば騒音被害の判断をするといったときには、騒がしいといわれている音について、まず音源から音が到達しているかどうか。次に、それを被害者というか申請人が不快と感じるかどうか。不快と感じたというなら、その音は騒音というくくりにはいるだろう。その上で、音の程度とか、音の種類とか、あるいは、頻度や時間帯、地域性、防音努力があったかどうかなどを考慮して、我慢しなさいよと言うかどうか。今は、そういう判断プロセスで紛争に向き合っています。そして、おっしゃるとおり、そういう紛争の背景には感情的問題があり、騒音と感じるかどうかという面で、許容度が下がってきているというところはあると思います。

○岸構成員 許容の問題は結構本当に大きい問題になるんだろうなと思っていて。

○礒野構成員 公害問題というのも、例えば微量で長期に蓄積していくような公害問題がいろいろありますよね。騒音なんかでも、実は前々からもうずっとたまってというようなものがあったりして。いろんなもので、影響の出にくい人と出やすい人っていう部分が…

○吉村委員 そう、非常に個人差がね。

○礒野構成員 あるのですよね。結局、例えば出やすい人に対して、どう救っていくかということも、とても大事な話だと思うのです。私には不快に感じないけれども、この人にとっては耐えられないってこともある。そこのところをうまく救っていけるのが、ある意味で調停であったりするわけです。原因裁定だと棄却っていう話になるのだと思うのです。だから、そこの融通をどううまく取っていけているのか、恐らくこの制度の融通性で、

どううまく使っていくかということを考え、最終的には、測らざるを得ないのではないのでしょうか。

昔のように激甚な公害というのはそんなに多くなってきている。しかし逆に言うと、皆さんたち自身も予防原則的なものというのが何となく刷り込まれてきていることがありますから、そういう意味で言うと、未然防止的な観点で、どの程度のことができているのだろうかという測り方もあって。

ですから、今後、こういう政策評価の中には、最初に行われた、例のスパイクタイヤ事件みたいなものですね、要するに、あれが公調委のできた非常にユニークでいい事案とされているように、結局、未然防止にどうつなげられたか。事件を担当する方たちがかなり意識的であればそういうやり方をするんだけれども、そうでないときには、先ほど言われたように、経産省とかそういうものと調整しながらという話をしていき、その辺もうまく連携がとれて、予防原則的なものにつながったということになれば積極的に評価するという形で政策評価に取り入れられると、ただ紛争解決だけではなくて、より積極的な意義みたいなものが出てくるのではないか。つまり、次の規制なり予防原則的なものにどうインパクトを与えられるかということはあるかもしれないというのが私の感じですが。

○吉村委員　そういう視点も持って案件を蓄積しているというところは、全体で一応持っているつもりなんですけれども。

○磯野構成員　それを評価の中でプラスの評価にできれば。

○田口研究官　これは話題提供にもなるんですけれども、昨日のテレビや今朝の新聞で、瀬戸内海の香川県の豊島の産業廃棄物の問題があって、今これが、昨日、搬出が完了したと。記事などには、県と住民との公害調停の手續と簡単に書いてある。

この公害調停をやったのは当委員会、平成5年に最初の申請があり、結論が出たのが12年で、一部調停成立ということでした。調停というのは、御存じのように、お互いに手續を進めていく義務はないので、何度も壊れそうになりながら一生懸命やってきたものです。

この事件も、数字には表れないところで、当事者間の不信感が大変強く、申請の前から長年にわたってこじれにこじれてきたものですから、数字だけ見ると、平成5年の申請で12年の結論なんで、7年間もかかったということなるわけですけれども、やっぱり7年間かけるだけの経緯や実質があり、それだけ年月かけて、やっと成立した。

また、これがきっかけになって、確か廃棄物処理法とかの改正につながっていったというものです。そういったプラスの評価ができるのかなと思ったので。

○磯野構成員　そういう政策へのインパクトみたいなものがあるのと、おっしゃるとおり、事後的に、真に解決できたかという点ですよね。プラスのときには評価してあげたりと。

○田口研究官　それとあと、手続的な話について言うと、申請人と被申請人の間の感情的なこじれが問題になっていても、これが公害紛争という形で表れているということもあり得ます。それで、当委員会の事件もそうなんですけれども、都道府県の公害審査会で処理

した事件についても、事務的には県などとよく連絡を取って詳しく話を聞いたりしています。その内容や結果を、ブロック会議ですとか、公調委に県の公害審査会の先生方が集まって開かれる連絡協議会の場で、周知して相談するというのを、これまでもやってきましたし、これからもやはり、ただいまの御議論を踏まえて、やっていく必要があるかと考えております。

○田中構成員 不勉強で申し訳ないのですが、調停とか原因裁定の結果は、ネット上である程度公表されていますか。

○大越課長補佐 調停事件については手続の非公開が原則になっておりますので、こういった概要の事件が終わりましたというところは載せてあるんですけども、最後の結論とか、どういう調停条項になった等は載せておりません。

裁定事件については、結論まで載せております。裁定書が出ているものについては、仮名処理などをした上で、ホームページ等にも載せているところがございます。

○田中構成員 何でそんな質問したかというのと、今の御議論とやや似ているのですが、東日本大震災をきっかけにして、原発の問題が多く事件になりましたので、原子力紛争処理センター、原紛センターと略称されているところで、多くの事件が解決されています。そのときの解決の指針だとか、実際の解決、こうなりましたという結果を、確か当事者を特定できないような方法で、ネット上で全部公開をしていたと思います。そうすると、紛争解決の基準みたいなものが、ある程度目安が分かってくるものですから、先ほど話題になっていた予防的な効果なんかも持ち得る。

そういう機能も実際あって、単に個別の紛争の解決だけじゃなくて、将来的な予防という意味で、ある一定の役割を果たしたと位置付けることができるのではないかと、あそこのホームページは一つ参考になるのではないかと思います。

○飯島事務局長 何かほかにもございますでしょうか。

前半の公害の紛争処理の方も含めて、何でも結構でございますので、この際です、何かお気づきの点などございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

では、特になければ、本日の懇談会はこれで終了とさせていただきたいと思います。長時間、本当にありがとうございます。

以上